

副本

令和4年(ワ)第528号　自由権規約に基づく損害賠償請求事件

原 告 デニズ・██████████ほか1名

被 告 国

準備書面(2)

令和4年7月15日

東京地方裁判所民事第26部乙合議H係　御中

被告指定代理人

本 村 行 広	<input type="checkbox"/>
伊 藤 修	<input type="checkbox"/>
清 水 俊 幸	<input type="checkbox"/>
楠 田 彩 乃	<input type="checkbox"/>
横 溝 幸 宏	<input type="checkbox"/>
前 田 弘 恵	<input type="checkbox"/>
藤 永 卓 人	<input type="checkbox"/>
吉 田 瑞 穂	<input type="checkbox"/>
石 川 豊	<input type="checkbox"/>
木 村 佳 代	<input type="checkbox"/>

武居未詒
大庭明香
村次香名子
小林真由美
迎雄二
岩崎智弥
蒲地康成
堀部知希
宮崎喜昭

本文中で使用する主な略語は、特に記載のない限り、以下のとおりである。なお、あえて略語を用いない場合もある。

原告デニズ	原告デニズ・██████████
原告サファリ	原告サファリ・ディマン・ヘイダー
入管法	出入国管理及び難民認定法(なお、特に断りのない限り、平成30年法律第102号による改正の前後を問わず「入管法」というが、同改正後のものを特に指す場合は「改正後入管法」という。)
東日本センター	入国者収容所東日本入国管理センター
東京入管	東京入国管理局又は改正後入管法における東京出入国在留管理局
自由権規約	市民的及び政治的権利に関する国際規約
自由権規約委員会	自由権規約第28条に基づき設置される委員会
一般的意見	自由権規約第40条4に基づき自由権規約委員会が作成した一般的な性格を有する意見
トルコ	トルコ共和国
イラン	イラン・イスラム共和国
東京入管局長	東京入国管理局長又は改正後入管法における東京出入国在留管理局長
本件原告デニズ退令	東京入管主任審査官が平成20年6月16日付で発付した、原告デニズに係る退去強制令書
本件原告サファリ退令	東京入管主任審査官が平成22年3月3日付けで発付した、原告サファリに係る退去強制令書
本件原告デニズ収容	本件原告デニズ退令に基づく原告デニズの収容

本件原告サファリ収容	本件原告サファリ退令に基づく原告サファリの 収容
本件各収容	本件原告デニズ収容及び本件原告サファリ収容
国賠法	国家賠償法
最高裁	最高裁判所
高裁	高等裁判所
地裁	地方裁判所
法務大臣等	法務大臣又は法務大臣から権限の委任を受けた 地方入国管理局長若しくは改正後入管法における 出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局 長
処遇規則	被収容者処遇規則
移住グローバル・コンパクト	平成30年12月10日・11日に国連総会に おいて採択された「安全で秩序ある正規移住のため のグローバル・コンパクト」という国際的な文 書
入管法逐条解説	坂中英徳・齊藤利男「出入国管理及び難民認定 法逐条解説〔改訂第四版〕」

被告は、本準備書面において、原告らの2022年5月27日付け求釈明申立書に対し、以下のとおり回答する。

第1 1(1)及び(2)について

答弁書（13ページ）における原告ら指摘に係る記載の趣旨は、原告らの主張が法的整理として正確ではないとの趣旨である。被告の主張は、答弁書第5の3(2)ないし(4)（51ないし54ページ）において述べたとおりである。

第2 2について

原告らの主張する「国内法的効力」については、訴状第2の5(1)イ（24及び25ページ）に記載された「日本は、憲法98条2項により、日本が締結した条約及び確立された国際法規を誠実に遵守する必要があり、条約の締結には国会の承認が必要で（憲法73条3項）、法律と同じく天皇が公布することから（憲法7条1項）、条約は特別の立法を必要とせず、公布によって直ちに国内法的効力を有する（甲A29：芦部信喜・憲法学I（1992年）・899頁）。」との趣旨であると解される。

憲法第98条第2項の趣旨から、我が国が締結した条約は国内法としての効力を持ち、自由権規約についても同様である。

第3 3について

入管法が、在留資格制度を採用することにより、外国人の本邦において行うことができる活動を明確にしているといえることからすれば、退去強制令書を発付し、同令書の執行によって収容所等に収容することによって禁止が図られる在留活動とは、入管法別表第一の下欄に掲げる活動及び第二の下欄に掲げる身分又は地位を有する者としての活動をいうものである。

第4 4(1)及び(2)について

答弁書第5の3(2)(51ないし53ページ)で述べたとおりであり、回答の要を認めない。

以上